

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1121 212 1457 289">平成27年4月1日施行 令和3年4月16日変更</p> <p data-bbox="685 720 884 814">定款</p> <p data-bbox="483 1436 1086 1493">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 212 2849 289">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="2080 720 2279 814">定款</p> <p data-bbox="1878 1436 2481 1493">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 平成30年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年5月1日変更 令和2年7月8日変更 令和3年2月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 平成30年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年5月1日変更 令和2年7月8日変更 令和3年2月1日変更 <u>令和3年4月16日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
附則 (令和3年4月16日) (施行期日) 第1条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第28条の規定は、 <u>令和4年4月1日</u> 又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	附則 (令和3年4月16日) (施行期日) 第1条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第28条の規定は、 <u>令和4年2月1日</u> 又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。
(新設)	<u>(附則 (令和 年 月 日))</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この定款は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u>